

2014年8月27日

防衛省南関東防衛局  
局長 丸井 博 様

厚木基地爆音防止期成同盟  
委員長 大波 修二  
第四次厚木爆音訴訟原告団  
団 長 藤田 榮治  
原子力空母の母港化に反対し基地のない神奈川をめざす県央共闘会議  
代 表 二見 昇  
神奈川平和運動センター  
代 表 福田 護

オスプレイの厚木基地への飛来・訓練および空母艦載機騒音についての抗議と申し入れ

8月18日、オスプレイ4機が厚木基地に飛来しました。

今回の、貴職からの連絡は、18日に飛来し、19日から22日まで東富士および北富士演習場で訓練を実施、訓練終了後厚木基地に立ち寄り、23日に厚木基地から普天間基地に帰る、訓練期間中に補給のため厚木基地に飛来する可能性があるというものでした。しかし、実際は、厚木基地に常駐し、東富士、北富士には日帰りで訓練をするという内容でした。厚木基地には7月にも2度飛来し、今回は夜間の飛行も実施されました。ようやくすべて飛び去ったのが25日でした。これらのことから、厚木基地は補給のためではなく、訓練拠点として使用されたと考えざるを得ません。

オスプレイの環境調査報告書には、厚木基地を訓練の拠点とするということは一言も書かれておりません。仮に厚木基地を拠点としてオスプレイを運用するならば、部隊の新設であり、安保条約における事前協議の対象で、環境報告も必要になるのは当然のことです。

神奈川県、及び基地周辺の自治体は、安全性について納得のいく説明がなされていないとしています。わたしたちも、その点についての回答を得ていません。

また、今回の飛行に際し、長時間にわたる転換モードの使用や基地区域外での垂直離着陸モード使用という、日米合意違反の実態も目撃しています。飛行ルート、日時などの情報についても不十分です。

加えて、この間、空母艦載機の訓練騒音は、住民の生活を破壊する激しいものでした。5月21日に出された第四次厚木爆音訴訟の判決では、この爆音が「健康被害に直接結びつく相当深刻な被害である」と言い切っています。米軍機の差し止めは却下されましたが、米軍機の爆音こそあってはならないというのが判決の精神です。

この間の、オスプレイの厚木基地の使用に強く抗議すると共に、二度と厚木に飛来しないこと、そして空母艦載機の訓練を今すぐ中止することを申し入れます。